

産業保健活動に従事する保健師の現状について

1. 労働安全衛生法上の保健師の位置付けについて

保健師は、労働安全衛生法上、次のように位置付けられている。

- ① 事業者は健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める労働者に対し、医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない（法 66 条の 7）
- ② 事業者は、労働者数 50 人未満の事業場については、医師（必要な医学に関する知識を有する者）又は保健師（必要な知識を有する者として地域産業保健センターの名簿に記されている者）に労働者の健康管理等を行わせるように努めなければならない（法 13 条の 2、労働安全衛生規則 15 条の 2）。

（参考）保健師助産師看護師法における位置づけについて

- 保健師助産師看護師法（以下、保助看法という）第 2 条において、保健師は保健指導に従事する者とされている。なお、医師についても、医師法第 1 条において、保健指導を行うことが明記されている。
- 保助看法 35 条に基づき、保健師が傷病者の療養上の指導を行うに当たっては、医師の指示を受けなければならないこととされており、保助看法 36 条に基づき、就業地を管轄する保健所の長の指示を受けたときには、これに従わなければならないこととされているが、保健指導は必ずしも医師の指示を必要とするものではない。

2. 事業場における保健師の活動の実態について

- 保健師の就業状況については、自治体が全体の約 6 割を占め、事業場は 1 割に満たない状況である。定期健康診断を実施した事業場のうち、保健師又は看護師を選任していた事業場の割合についても、約 3 割と低調である。（平成 19 年厚生労働省医政局看護課調べ及び平成 19 年労働者健康状況調査より）
- 保健師に従事している事業場においては 97.5%が保健指導を実施しており、（平成 20 年度地域保健総合推進事業 産業保健師就業実態調査研究事業報告書より）事業場における保健師の活動については、健康診断結果に基づく保健指導の実施が中心であることが想定される。

- なお、保健師の選任の有無にかかわらず、一般定期健康診断結果に基づく保健指導を実施している事業場の割合は、約３割と低水準にとどまっている。（平成１７年労働安全衛生基本調査より）